

第2節 社会

1 改訂のポイント

◆社会科の改善の基本方針は、中央教育審議会答申(H20.1)で次の3点が示された。

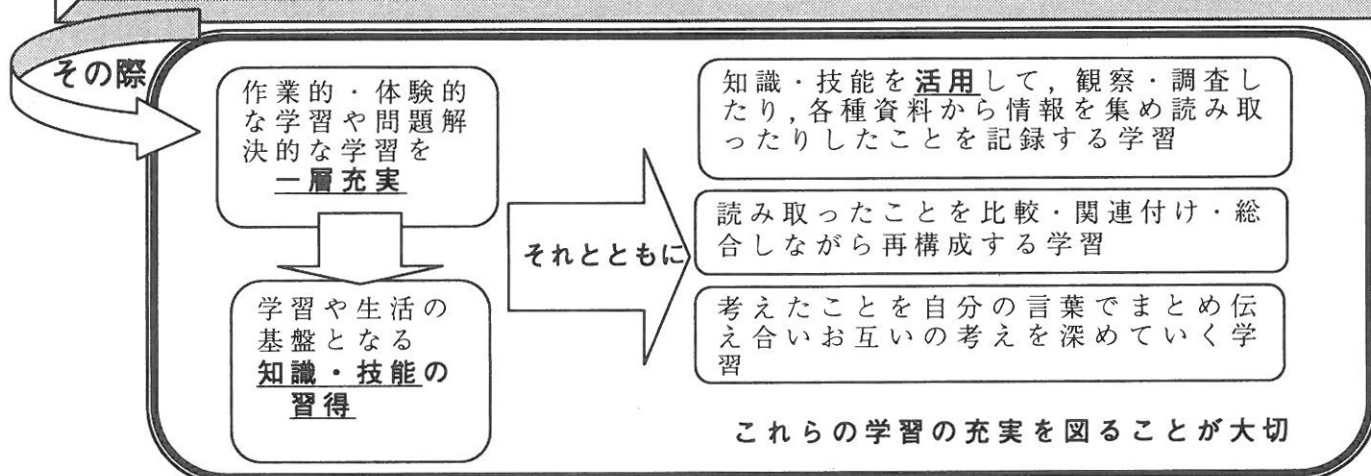
- 1 社会的事象に関心をもって多面的・多角的に考察し、公正に判断する能力と態度を養い、社会的な見方や考え方を成長させることを一層重視
- 2 基礎的・基本的な知識、概念や技能を確実に習得させ、それらを活用する力や課題を探究する力を育成する観点から、習得すべき知識、概念の明確化を図る。それとともに、各種資料から情報を集めて読み取ること、社会的事象の意味・意義を解釈すること、事象の特色や事象間の関連を説明すること、自分の考えを論述することを一層重視
- 3 日本人として自覚をもって国際社会で主体的に生きるとともに、持続可能な社会の実現を目指すなど、公共的な事柄に自ら参画していく資質や能力を育成

◆教科の目標

社会生活についての理解を図り、我が国の国土と歴史に対する理解と愛情を育て、国際社会における平和で民主的な国家・社会の形成者として必要な公民的資質の基礎を養う。(目標の趣旨は現行どおり)

◆上記の基本方針を踏まえ、小学校社会科の改善の事項は次のように示された。

生活科の学習を踏まえ、児童の発達の段階に応じて、地域社会や我が国の国土、歴史などに対する理解と愛情を深め、社会的な見方や考え方を養い、身に付けた知識、概念や技能などを活用し、よりよい社会の形成に参画する資質や能力の基礎を培うことを重視して改善を図る。



(ア) 広い視野から地域社会や我が国の国土に対する理解を一層深め、日本人としての自覚をもって国際社会で主体的に生きていくための基盤となる知識・技能を身に付けることを重視して改善を図る。

- ① 地図帳や地球儀の活用を一層重視
- ② 47都道府県の名称と位置
- ③ 世界の主な大陸や海洋、主な国の名称と位置
- ④ 世界の中での我が国の位置及び領土

(イ) 我が国の歴史や文化を大切にし、日本人としての自覚をもつようにするとともに、持続可能な社会の実現など、よりよい社会の形成に参画する資質や能力の基礎を培うことを重視して改善を図る。

- ① 縄文土器が使われていたころの人々の暮らしに関する内容の付け加え
- ② 歴史的事象との関連で取り上げる代表的な文化遺産の例示など、伝統や文化に関する内容の充実
- ③ 社会生活を営む上で大切なルールや法及び経済に関する基礎となる内容の充実
- ④ 高度情報化の進展を踏まえつつ、情報通信に関する学習のねらいを一層明確にする観点から改善
- ⑤ 我が国の国土や地域に関する内容について、環境保全、防災及び伝統や文化、景観、産物などの地域資源の保護・活用などの観点を重視して再構成

2 指導計画作成上の留意点

(1) 各学校においては、地域の実態を生かし、児童が興味・関心をもって学習に取り組めるようにするとともに、観察や調査・見学などの体験的な活動やそれに基づく表現活動の一層の充実を図る。

ア 地域にある素材を教材化すること、地域に学習活動の場を設けること、地域の人材を積極的に活用することなどに配慮した指導計画を作成し、児童が興味・関心をもって楽しく学習に取り組めるようにする。

○指導計画作成に当たって

- ・教師自身が各学校の置かれている地域の実態把握に努め、地域に対する理解を深める。
- ・地域の素材をどのように受け止め、地域の人々や施設などからどのような協力が得られるのかを明確にする。
- ・地域の素材を教材化し、地域の施設を積極的に活用したり地域の人々と直接かわって学んだりする学習活動を位置付けた指導計画を作成する。

〔第3学年及び第4学年〕

- ・目標及び内容等が2学年まとめて示されている趣旨を十分に踏まえる。
- ・各学校が創意工夫を生かし、地域に密着した特色ある指導計画を作成する。
- ・児童が地域社会への理解を一層深め、地域社会に対する誇りと愛情を育てるように配慮する。

〔第5学年及び第6学年〕

- ・地域の特性を生かした指導計画を工夫する。
- ・第5学年及び第6学年では我が国の国土や産業、歴史、政治などについての理解を深めることが目標であり、地域教材を取り上げた学習が、単に地域社会の学習にとどまることのないように、その指導計画への位置付け方を工夫する。

イ 観察や調査・見学などの体験的な活動やそれに基づく表現活動を指導計画に適切に位置付けて効果的に指導することにより、**体験的な活動や表現活動の一層の充実**を図る。

○指導計画作成に当たって

- ・社会科としての体験的な活動のねらいを明確にする。
- ・事前・事後や現地における指導の充実を図り、児童が実物を直接見たり触れたりすることを通して社会的事象を適切に把握し、具体的、実感的にとらえることができるようにする。
- ・体験的な活動に基づく表現活動については、観察や調査・見学、体験などによって分かったことや考えたことなどを適切に表現する活動を指導計画に効果的に位置付け、調べたことや考えたことを表現する力を育てるようにする。
- ・これまでの「調べたこと」に「考えたこと」を加え、「考えたことを表現する力」を育てることを一層重視していることに留意する。
- ・4年間の社会科学習を見通した指導計画を作成する。

(2) 博物館や郷土資料館等の施設の活用を図るとともに、身近な地域及び国土の遺跡や文化財などの観察や調査を取り入れるようにする。

○地域にある施設を積極的に活用することについて

- ・児童の知的好奇心を高め、学習への動機付けや学習の深化を図る。
- ・様々な感覚を通して実物に触れる感動を味わうことができる。
- ・学校での積極的な活用を通して、これらの施設を自ら進んで利用できるようになる。
- ・生涯にわたってこれらの施設を活用する態度や能力の基礎となる。

○遺跡や文化財を観察・調査する活動について

- ・児童は一層具体的に学習できるようになり，学習のねらいを効果的に実現する。
- ・歴史に対する興味・関心を高めることができる。

《第3学年及び第4学年》

- ・地域の人々の生活の移り変わりに関する学習
- ・県内の特色ある地域の人々の生活に関する学習

《第6学年》

- ・我が国の歴史学習

○指導計画作成に当たって

- ・事前に施設，遺跡や文化財などの実情を把握する。
- ・関係の機関や施設などとの連携を綿密にとる。
- ・施設の学芸員や指導員などから話を聞き，教材研究や指導計画作成の手がかりとするのも一つの工夫である。
- ・特別活動の遠足・集団宿泊的行事や総合的な学習の時間における伝統や文化に関する学習活動などとの関連を指導計画に示すことも考えられる。

(3) 学校図書館や公共図書館，コンピュータなどを活用して，資料の収集・活用・整理などを行うようにする。

○児童の主体的な学習を一層重視

- ・児童一人一人が自らの問題意識をもち，学習問題に対して解決の見通しを立て，それに従って必要な情報を収集し，それらを活用・整理して問題を解決していく学習活動を構成する。

○学校図書館などの施設の整備

- ・学校図書館のもつ読書センターとしての機能に加え，児童の学習活動を支援する学習・情報センターとしての機能を持つようにする。

《学校図書館や公共図書館，
コンピュータなどの果たす役割》

- ・児童が学習問題の解決に必要な情報を検索し，収集することができる。
- ・情報活用能力を育てることができる。
- ・多様な表現方法を身に付け，調べたことや考えたことを分かりやすく伝える発信能力を育てることができる。

○指導計画作成にあたって

- ・児童一人一人が図書館やコンピュータを利用する必要性を感じることができるよう教材や学習過程を工夫・改善する。
- ・児童一人一人が図書館やコンピュータを活用し，学習問題などについて調べて考え，表現し発信できるようにするため，十分な学習の時間を保障する。
- ・いつどこで，どのように図書館やコンピュータを活用するのか，児童の活動場面を想定する。

《教科用図書「地図」の活用》

- ・日常の指導の中で，折にふれて，地図の見方や地図帳の索引の引き方，統計資料などの活用の仕方などについて指導する。
- ・地図帳を自由自在に活用できる知識や能力を身に付けるようにする。

(4) 第1章総則の第1の2及び第3章道徳の第1に示す道徳教育の目標に基づき，道徳の時間などとの関連を考慮しながら，第3章道徳の第2に示す内容について，社会科の特質に応じて適切な指導をする。

○指導計画作成に当たって

- ・社会科の年間指導計画と道徳教育の全体計画との関連，指導の内容及び時期等に配慮し，両者が相互に効果を高め合うようにする。

3 Q&A

Q1 解説を読み進める際のポイントとして、どのような点が挙げられますか。

解説社会編の第1章総説には、社会科改訂の趣旨、要点、第2章には、社会科の目標及び内容が書かれていて、今回の改訂の経緯から、内容のポイントが端的に示されています。第3章各学年の目標及び内容を、全体的な構成から考えたり、文言の意味をとらえたりする時に読み返すことが大切です。また資料の活用などの例が、学年ごとに具体的に記載されていて、第4章指導計画の作成と内容の取扱いとともに、年間計画を検討するときに役立ちます。

Q2 移行期に実施する内容項目とその留意点は、何ですか。

移行期間中から新学習指導要領による学習指導を行う場合、新学習指導要領の趣旨を十分理解することが、移行措置に向けて何よりも大切です。また、次の3つの内容項目については、すべての学校で新学習指導要領による指導を先行して実施する必要があります。

- ・第3学年及び第4学年の「我が国における自分たちの県の地理的位置、47都道府県の名称と位置」については、方位などを用いて言い表すことを通して、自分たちの県の位置を広い視野からとらえ、また地図帳で都道府県の位置を確かめ、日本地図上で指摘できるようにする。
- ・また、「県内の特色ある地域の人々の生活」については、自然環境、伝統や文化などの地域の資源を保護・活用している地域を具体的に調べる。
- ・第5学年の「世界の主な大陸と海洋、主な国の名称と位置、我が国の位置と領土」については、地図帳や地球儀などを活用する。

Q3 移行期の実践課題として検討すべきものは、どのようなものですか。

新学習指導要領による指導を先行的に実施する学校では、20年度中に次の①～④の準備を行う必要があります。また現行の学習指導要領による指導を選択した学校では、20年度中に次の①を参考にしながら移行措置に対応した関係学年の指導計画を作成し、全面実施までの2年間に次の②～④の準備を進める必要があります。

- ①移行期にすべての学校で先行して実施する内容にかかわる指導計画の作成
- ②各学年の年間指導計画の作成（各学年の目標の見直し、単元の設定・配列の工夫、単元の配当時数の検討、学習の対象や事例の選択）
- ③各単元の指導計画の見直し・改善
- ④新しい単元や教材の開発

Q4 各単元の内容項目の見直し・改善には、どのようなものがありますか。

学年ごとに主な点を挙げます。

- ・第3学年及び第4学年では、「販売」については、商店を取り上げ、「販売者の側の工夫を消費者の側の工夫と関連付けて扱うようにすること」と改めました。また、「地域の社会生活を営む上で大切な法やきまりについて扱うものとする」として、例えば「廃棄物の処理」など具体的な事例を通して、学習活動を行うことなどです。
- ・第5学年では、高度情報化の進展を踏まえつつ学習のねらいを一層明確にする観点から、目標に「社会の情報化の進展」を加え、放送、新聞などの産業と国民生活とのかかわりを具体的に調べ、情報の有効な活用が大切であることを考えさせる内容としたことなどです。
- ・第6学年では、我が国の伝統や文化の尊重から、「室町文化、町人の文化、新しい学問」をそれぞれ独立した項目にし、我が国の政治の働きに関する内容において、「国会と内閣と裁判所の三権相互の関連」「国民の司法参加」を扱うことなどです。

このように、これまでの学習指導要領と比較して変わった点を確認し、その理由を踏まえて授業を行うことが大切です。